

公害の防止の方法

指導基準の対応状況

(○ :対応している、× 対応していない、 今後対応を行う、 - 該当しない)

対応状況	指導基準
	1 作業は可能な限り屋内で行うこと。
	2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。
	3 停車中の車両のエンジンは停止させること。
	4 早朝及び夜間並びに日曜日及び休日の作業は控えること。
	5 騒音及び振動を低減させる作業方法、使用方法を作業者等に徹底すること。
	6 作業者等の話し声の大きさに注意すること。
	7 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅側から離れた場所で行うこと。
	8 資材等の積み降ろしは、静かに行うこと。
	9 資材等が互いに衝突する音に注意すること。
	10看板を設置し、作業者等に騒音及び振動の防止を啓発すること。
	11 油分等を使用する作業を行う場合、油水分離槽の設置等、油類の流出防止対策を行うこと。

その他事業所独自で行っている公害防止対策

--